

中泊町農業委員会会議録

令和5年12月8日

中泊町農業委員会

令和5年中泊町農業委員会12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月8日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
			8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦

4. 欠席委員(1人)

委 員	13番	木村 巧		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第22号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 幹 谷 伊久弥

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和5年中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、10番大川委員、11番葛西委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の谷主幹、小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

事務局
(谷)

2ページをご覧ください。
報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和5年12月8日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、8件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

事務局
(局長)

28ページをご覧ください。

報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和5年12月8日提出 中泊町農業委員会会長。

11月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

事務局
(小寺)

30ページをご覧ください。

報告第22号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和5年11月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和5年12月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。11月分の農地移動あっせん申し出は12件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第22号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第24号

議長
(会長)

議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

33ページをご覧ください。議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。令和5年12月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第24号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席10番、大川です。それでは報告いたします。去る12月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が10件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(局長)

次のページをご覧ください。

受付番号36番は、宮野沢字蛸澤地内の田1筆、面積は1,902㎡のあっせん売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

事務局
(局長)

受付番号37番は、芦野字福泊地内の田5筆、面積は16,555㎡のあっせん売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号38番は、高根字小金石地内の田2筆、面積は991㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号39番は、田茂木字若宮地内他の田2筆、面積は6,014㎡のあっせん売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号40番は、大沢内字海原地内の田2筆、面積は2,281㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号41番は、深郷田字早田地内の田1筆、面積は191㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号42番は、小泊字山口地内の田2筆、面積は5,194㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号43番は、尾別字小谷地内の畑2筆、面積は846㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号44番は、田茂木字鳴見地内の畑1筆、面積は217㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号45番は、豊島字川袋地内の畑2筆、面積は1,743㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上、受付番号36番から45番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第25号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、3番三上委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【 三上委員 退席 】

議案第25号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

42ページをご覧ください。議案第25号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和5年12月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和5年12月6日付け中農政第249号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

45ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が9件となっております。

受付番号31番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、宮川字霞地内の農地他3筆、地目は田、面積は12,654㎡です。売買価格は3,796,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号32番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字三笠地内の農地2筆、地目は田、面積は9,990㎡です。売買価格は2,997,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号33番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、尾別字井の上地内の農地1筆、地目は田、面積は2,110㎡です。売買価格は633,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号34番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、福浦字浦島地内の農地3筆、地目は田、面積は9,596㎡です。売買価格は3,358,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号35番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、大沢内字住吉地内の農地1筆、地目は田、面積は3,676㎡です。売買価格は1,103,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号36番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、大沢内字海原地内の農地1筆、地目は田、面積は1,719㎡です。売買価格は516,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号37番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、尾別字小谷地内他の農地24筆、地目は田畑、面積は31,331㎡です。売買価格は8,000,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号38番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石地内の農地2筆、地目は田、面積は11,658㎡です。売買価格は3,600,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

受付番号39番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地2筆、地目は田、面積は10,110㎡です。売買価格は4,000,000円で対価の支払い期限は令和5年12月27日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

次に69ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号81番から132番までの52件で、内訳再設定が13件、転貸が14件、新規が25件となります。

受付番号81番から107番までは再設定及び転貸のため詳しくは資料をご覧ください。

82ページをご覧ください。

受付番号108番は新規の設定で、設定する農地は小泊字成滝の農地1筆、地目は田、面積は4,949㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は取り決め無し。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号109番は新規の設定で、設定する農地は小泊字山口の農地1筆、地目は田、面積は6,462㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は取り決め無し。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号110番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取の農地5筆、地目は田、面積は11,215㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号111番は新規の設定で、設定する農地は福浦字若野浦の農地1筆、地目は田、面積は5,737㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号112番は新規の設定で、設定する農地は中里字宮川の農地1筆、地目は田、面積は5,930㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号113番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は12,324㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号114番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地4筆、地目は田、面積は16,068㎡の賃貸借です。期間は7年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり15,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号115番は新規の設定で、設定する農地は富野字中島等の農地5筆、地目は田、面積は21,509㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号116番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地2筆、地目は田、面積は4,340㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号117番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞等の農地3筆、地目は田、面積は14,493㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号118番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地2筆、地目は田、面積は5,379㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号119番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田等の農地19筆、地目は田、面積は43,936㎡の賃貸借で、一部が使用貸借です。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号120番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地1筆、地目は田、面積は2,518㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号121番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞の農地5筆、地目は田、面積は9,741㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号122番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田等の農地4筆、地目は田、面積は17,716㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号123番は新規の設定で、設定する農地は中里字紅葉坂等の農地2筆、地目は田、面積は10,635㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号124番は新規の設定で、設定する農地は中里字紅葉坂の農地1筆、地目は田、面積は4,691㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号125番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地5筆、地目は田、面積は9,125㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号126番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地2筆、地目は田、面積は5,450㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号127番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字緑川の農地7筆、地目は田、面積は20,663㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり40,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号128番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字若松等の農地7筆、地目は田、面積は33,628㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり40,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号129番は新規の設定で、設定する農地は八幡字池田等の農地11筆、地目は田、面積は16,600㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり40,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号130番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠の農地12筆、地目は田、面積は10,308㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり40,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号131番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,453㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり30,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局
(小寺)

受付番号132番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地3筆、地目は田、面積は14,574㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり30,000円の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に100ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号23-20番から受付番号23-23番までの4件です。

受付番号機構23-20番で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は7,406㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり10,000円、期間は10年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-21番で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は10,898㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり15,000円、期間は5年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-22番で、設定する農地は田茂木字若宮の農地10筆、地目は田、面積は19,238㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり20,000円、期間は10年。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-23番で、設定する農地は田茂木字若宮の農地9筆、地目は田、面積は18,655㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり20,000円、期間は10年。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第25号は原案のとおり決定いたします。

【三上委員 着席】

◎議案第26号

議長
(会長)

次に、議案第26号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(谷)

111ページをご覧ください。議案第26号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので審議を求めます。令和5年12月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和5年12月5日付け中農政第246号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積等促進計画作成の要請について依頼がありました。

今回の受け手の再配分は2件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(小寺)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和5年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月8日

農 業 委 員 会 長
会

(松坂 龍美)

松坂 龍美

署 名 委 員

(大川 勝仁)

大川 勝仁

署 名 委 員

(葛西 誠)

葛西 誠